

指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護  
及び  
第1号通所事業サービス

板通デイサービス 湯ざくら 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社板通が開設する板通デイサービス 湯ざくら(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護の事業及び第1号通所事業サービス(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護・要支援状態等にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 板通デイサービス 湯ざくら
- ② 所在地 足利市常盤町64

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者  
生活相談員 1名以上  
看護職員 1名以上  
介護職員 2名以上  
機能訓練指導員 1名以上

従業者は、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ③ 営業時間 午前8時20分から午後5時30分までとする。
- ④ サービス提供時間 午前9時00分から午後12:00、午後1時00分から午後4時00分までとする。

(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護及び総合事業の利用定員)

第6条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスの利用定員は次の通りとする。

2単位合計9名以下 ①1単位:9名 ②2単位9名

(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスの内容は次のとおりとし、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護及び第1号通所事業サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(サービス内容)

- ① バイタルチェック
- ② 入浴
- ③ 日常生活動作訓練及び機能訓練
- ④ 送迎

(その他の利用料金)

- ① 入浴リネンセット 150円
- ② 嗜好飲料費 150円
- ③ 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。  
(③に関しては事前に説明又は同意を頂く事に努める)

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、足利市区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年2回
- ③ 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  
従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- ④ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社板通と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情相談窓口)

第13条

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0284-43-8817 担当者 本間涼子 浅野理沙 本島礼菜
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	足利市役所 介護保険所管課 栃木県国民健康保険団体連合会	電話番号 0284-20-2139 電話番号 0286-22-0524
--------	---------------------------------	--

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。(苦情相談窓口に準ずる)
- 3 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

担当職員の氏名	本島礼菜
---------	------

(身体的拘束等に関する事項)

第15条

- ・利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- ・身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日より施行する。

この規定は、令和5年12月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。